

- 規則別表第4の様式によること。
- (3) 写真  
手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
- (4) 受験手数料及びその納付方法  
ア 受験手数料 700円  
イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合消印をしないこと。
- 4 受験願書の提出期間  
昭和41年10月1日から昭和41年10月12日まで
- 5 受験票  
受験願書を提出したものは、受験票を交付する。

鳥取県鳥取市東町一丁目 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県 電話 一〇三三三三(夜間も受付)

41.9.30  
鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、その翌日の発行)

- 目次
- ◇ 告示 飼料の分析検査の概要  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
解除予定の保安林  
解除予定の保安林にする旨の通知  
昭和四十二年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒の募集
  - ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集
  - ◇ 公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
  - ◇ 公告 消防設備士試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百八十二号  
飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十一年六月及び七月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。  
昭和四十一年九月二十四日  
鳥取県知事 石 破 二、一、 朗

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
兵庫県神戸市長田区鶴ヶ林町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場	4,326	17.0	3.0	6.5	9.0	昭和41年6月29日 境港市内の町896番地
三井物産全配合飼料若肉鶏肥育用	4,557	15.9	2.5	7.0	11.0	白バラ飼料有限公司
三井物産全配合飼料成鶏用ハイニューアップ			3.8	3.4		

兵衛県神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸工場 日清印成鶏用完全配合飼料ニューレダグペン トツ	4.578	17.0 17.2	2.3 2.9	6.0 2.7	11.0 10.1	昭和41年7月20日 米子市藤町3丁目102番地 島根飼料畜産株式会社
兵衛県尾崎市西富洲町27番地 東急エヒス産業株式会社関西工場 エヒス印若肉鶏完全配合飼料フロイラー用	3.243	17.0 17.0	4.0 6.2	6.5 2.8	9.0 5.0	昭和41年7月28日 米子市西福原20ノ2 塩治 兼商店
兵衛県神戸市葦合区小野浜町1の1地先 協同飼料株式会社神戸工場 協同印若肉鶏フロイラー用完全配合飼料	2.861	17.0 17.9	3.5 4.1	6.0 2.8	9.0 5.5	昭和41年7月29日 米子市東福原 協同飼料株式会社山陰営業所倉庫
協同印若豚用完全配合飼料ニクトン	4.584	14.0 14.1	2.5 2.9	7.0 3.9	9.0 6.4	
協同印成鶏用完全配合飼料さくらツツユ	3.378	17.0 17.7	3.0 3.2	6.0 2.8	11.0 6.7	
協同印乳牛用完全配合飼料つる号	2.862	18.0 18.0	2.0 2.7	10.0 6.8	10.0 6.6	

(備考) 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量で、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	表示分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
鳥取県境港市渡町1,168 美保飼料製造所 飼料用魚粉	表	40.0 45.4			35.0 24.2	昭和41年6月29日

兵衛県神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸工場 日清印成鶏用完全配合飼料フロイラー用	表	21.0 22.6	3.0 4.7	6.0 2.3	9.0 5.6	昭和41年7月20日 米子市藤町3丁目102番地 島根飼料畜産株式会社
日清印種鶏用完全配合飼料	表	17.0 17.2	3.0 3.2	6.0 2.4	11.0 9.2	
日清印若豚用完全配合飼料	表	14.5 14.9	2.0 2.7	7.5 2.0	10.0 4.9	
岡山県吉備郡高松町高松209 高松精麦株式会社 表					5.6	昭和41年7月28日 米子市西福原20ノ2 塩治 兼商店
大坂府寝屋川市太閤407番地 村上製油株式会社 不二乳牛基礎配合飼料20号	表	20.0 20.2	3.0 3.9	18.0 12.5	10.0 9.0	昭和41年7月28日 米子市西福原20ノ2 塩治 兼商店
広島県尾島市野地町9 呉飼料株式会社 クレーツ印混合飼料竹号					1.7	昭和41年7月28日 米子市西福原20ノ2 塩治 兼商店

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示し、空白はそれら以外の飼料を示す。  
検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。



十一月	二十九日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	八日	七日	六日	五日	四日
智頭町	河原町	用瀬町	鳥取市	鹿野町	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	岩美町	鳥取市	鳥取市	鳥取市	国府町	青谷町	鹿野町	鹿野町	鹿野町	鹿野町
大谷	名谷	花口、東山	岩立	栗尾	大管	大草	上坂	細谷	東山、大平原	瓜菜沢	美用	桑平	日南町	日南町	日南町	日南町	日南町	日南町	日南町	日南町	日南町

十月	五日	四日	三日	二日	一日	十月	四日	三日	二日	一日	十月	四日	三日	二日	一日	十月	四日	三日	二日	一日	十月	四日	三日	二日	一日
倉吉市	関金町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町
倉吉市	関金町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町	船岡町	八東町

鳥取県告示第四百八十四号  
 次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
 昭和四十一年九月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 西伯郡名和町大字名和字東長者原五五五の一（次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 風害の防備

鳥取県告示第四百八十五号  
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
 昭和四十一年九月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 八頭郡智頭町大字智頭字榎木谷平二五八六の一、二五八七、大字山榎字榎木谷七三七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備  
 三 解除の理由  
 道路敷地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

昭和四十二年鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。

昭和四十一年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

- 一 募集生徒数  
水産学科 漁業科 約十名  
機関科 約十名
- 二 出願資格  
1. 昭和四十二年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者  
2. 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者
- 三 出願期間  
1. 昭和四十一年十月一日(土)から十月五日(水)午後五時までとする。  
2. 郵送の出願書類は、十月五日(水)までの消印のあるものは有効とする。
- 四 出願手続  
1. 入学志願者は、三に定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならない。  
 (一) 入学志願書に入学選抜手数料として三百五十円分の鳥取県収入証

- 紙(消印をしてはならない。)をはりつけたもの
- (二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類
  - 2 鳥取県立境水産高等学校長は、四の1の書類を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。
  - 3 入学志願書の用紙は、鳥取県立境水産高等学校から交付を受けるものとする。
  - 五 入学選抜の方法  
1 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学選抜学力検査等の結果を総合して行なう。  
2 入学選抜学力検査及び身体検査・面接は次のとおり行なう。  
 (一) 期日 昭和四十一年十月二十日(木)午前九時から午後三時まで  
 (学力検査)  
 昭和四十一年十月二十一日(金)午前九時から正午まで  
 (身体検査・面接)  
 (二) 場所 鳥取県立境水産高等学校  
 (三) 学力検査の教科  
 漁業科 航海、運用、海事法規、英語及び数学  
 機関科 機関術(一)、(二)、海事法規、英語及び数学
  - 六 合格者の発表  
昭和四十一年十月二十六日(水)とし、鳥取県立境水産高等学校に掲示するほか合格者に通知する。
  - 七 出願等に関する質疑  
募集及び出願に関する質疑事項は、鳥取県立境水産高等学校に問い合わせる。

せること。

#### 八 参考事項

- 1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修するものとする。
  - 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は前期(四月～八月)及び後期(九月～三月)の二期とする。
  - 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については高等学校の全日制課程に準ずるものとする。
- 九 注意事項  
入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

#### 鳥取県教育委員会告示第二十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年九月二十四日

#### 3の項中

一般国道二九号線 八頭郡若狭町大字浅井五二九番地の四地先から同町大字若狭字荒神田九七六番地の三までの間

七五五メートル

右 同

一般国道九号線 東伯郡泊村大字泊字種ヶ谷六番の五地先から同村大字園字釜屋谷一七八三番の一の地先までの間

一、八四〇メートル

右 同  
高速車五〇キロメートル

に改める。

#### 4の項中

一般国道九号線 気高郡青谷町大字長瀬六二一の一番地地先から同地内官有無番地地先までの間

四二六メートル

右 同

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十八号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十一年九月二十六日から施行する。

昭和四十一年九月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰蔵

- 一 日時 昭和四十一年九月二十七日 午前十時十五分
- 二 場所 鳥取市東町、鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
2 その他

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

